

# 最低制限価格を設定する対象範囲及び 低入札価格調査制度における失格判断基 準額の設定基準の改正について

令和8年6月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市総務部契約検査管理課

岩見沢市が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務における最低制限価格を設定する対象範囲の改正及び低入札価格調査制度における失格判断基準額の設定基準について改正し、令和8年7月1日以後に入札公告又は指名通知を行う案件から適用することとしましたのでお知らせいたします。

記

## 1 最低制限価格適用対象

	積算価格(改正前)	積算価格(改正後)
(1) 工事	250万円以上	200万円超え
(2) 建設工事に係る設計、測量及び地質調査業務	250万円以上	100万円超え

## 2 低入札価格調査制度における失格判断基準額

失格判断基準額(改正前)		失格判断基準額(改正後)	
(1) 直接工事費	95%	(1) 直接工事費	97%
(2) 共通仮設費	90%	(2) 共通仮設費	90%
(3) 現場管理費	80%	(3) 現場管理費	90%
(4) 一般管理費等	25%	(4) 一般管理費等	30%
		各費用の失格判断基準額の合計額が予定価格の100分の87を超える場合は、予定価格に100分の87を乗じて得た額	

【概要】

○ 最低制限価格及び調査基準価格の設定基準

(建設工事) …積算価格が200万円を超えるもの

予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で、次に掲げる額の合計額に、消費税相当額を加算した額とする。

積算内訳	設定基準
直接工事費	10分の9.7
共通仮設費	10分の9
現場管理費	10分の9
一般管理費	10分の6.8

(建設工事に係る委託業務) …積算価格が100万円を超えるもの

次の業務の種類ごとに掲げる額の合計額に、消費税相当額を加算した額とします。(ただし、業務ごとに定める設定範囲内の額とします。)

業務の種類	設定基準
土木設計	設定範囲：予定価格の6/10から8.1/10 ①直接原価(直接人件費+直接経費) ②その他原価×0.9 ③一般管理費等×0.5
建築設計	設定範囲：予定価格の6/10から8.1/10 ①直接人件費 ②特別経費 ③技術料等経費×0.6 ④諸経費×0.6
測量	設定範囲：予定価格の6/10から8.2/10 ①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費×0.5
地質調査	設定範囲：予定価格の2/3から8.5/10 ①直接調査費 ②間接調査費×0.9 ③解析等調査業務費×0.8 ④諸経費×0.5

※一つの契約に二以上の業務が含まれる場合は、業務ごとに算出した額の合計額に消費税相当額を加算して得た額とします。

○ 低入札価格調査制度における失格判断基準額

(総合評価一般競争入札により契約の相手方を決定する建設工事が対象)

調査対象者から提出された積算内訳書における各費用の額のいずれかが、失格判断基準額（次に掲げるそれぞれの率を予定価格の積算内訳における各費用の額に乗じて得た額とし、円未満を切り捨てる。）に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、調査対象者を失格と判断する。ただし、各費用の失格判断基準額の合計額が予定価格の 100 分の 87 を超える場合にあっては、予定価格に 100 分の 87 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）とする。

各費用の額における失格判断基準額	
(1) 直接工事費	97%
(2) 共通仮設費	90%
(3) 現場管理費	90%
(4) 一般管理費等	30%